

○大分市奨学資金に関する条例施行規則

- 昭和40年3月31日
教育委員会規則第3号
改正 昭和51年3月1日教委規則第2号
昭和56年4月1日教委規則第3号
昭和57年4月8日教委規則第3号
昭和59年2月21日教委規則第2号
平成2年2月2日教委規則第1号
平成6年1月26日教委規則第1号
平成7年3月1日教委規則第4号
平成9年9月29日教委規則第9号
平成11年3月25日教委規則第6号
平成11年6月21日教委規則第9号
平成12年3月28日教委規則第9号
平成13年2月27日教委規則第6号
平成13年5月29日教委規則第17号
平成14年7月24日教委規則第13号
平成18年1月26日教委規則第1号
平成20年1月31日教委規則第2号
平成21年2月26日教委規則第3号
平成21年12月17日教委規則第17号
平成26年3月27日教委規則第16号
平成28年2月24日教委規則第2号

(申請)

第1条 大分市奨学資金に関する条例(昭和40年大分市条例第24号。以下「条例」という。)第7条に規定する申請書は、奨学資金の給付を受けようとする場合にあっては大分市奨学生願書(給付用)(様式第1号)と、奨学資金の貸与を受けようとする場合にあっては大分市奨学生願書(貸与用)(様式第2号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大分市奨学生推薦調書(様式第3号)
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、奨学資金の給付を受けようとする場合にあっては高等学校等(条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に入学する年度の前年度の1月31日までに、奨学資金の貸与を受けようとする場合にあっては高等学校等又は大学に入学する年度の4月10日までに教育委員会に提出しなければならない。

(昭51教委規則2・昭56教委規則3・平2教委規則1・平成6教委規則1・平26教委規則16・平28教委規則2・一部改正)

(選考委員会)

第2条 条例第8条第3項の規定に基づく選考委員会の組織及び運営は、次に定めるところによる。

- (1) 選考委員会は、市内の高等学校の長、中学校の長、民生委員から推薦された者及び教育委員会が委嘱した学識経験者をもって組織し、選考委員の数は、10人以内とする。
- (2) 選考委員は、教育委員会が委嘱する。
- (3) 選考委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 選考委員会は、教育委員会の提出した奨学生に関する必要な事項について審議するものとする。

- 3 選考委員会は、教育委員会が招集する。
- 4 選考委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育企画課において処理する。
(昭56教委規則3・平2教委規則1・平13教委規則6・平18教委規則1・平21教委規則3・平26教委規則16・一部改正)

(資格の認定)

第3条 条例第3条に規定する資格の認定については、次の基準によるものとする。

- (1) 学業及び人物の状況については、大分市奨学生推薦調書により判断する。この場合において、教育委員会が特に必要があると認めるときは、あわせて面接を行うことにより判断することができる。
 - (2) 学資支弁困窮の認定は、家族の構成、家計の状況等について学校及び民生委員の意見を聞いて行う。
- 2 前項各号に規定するもののほか、給付による奨学資金に係る奨学生の資格の認定については、次の基準によるものとする。
 - (1) 人物の状況については、将来に向けた努力及びボランティア活動その他の社会貢献活動の状況により判断する。この場合において、教育委員会が特に必要があると認めるときは、あわせて作文の提出を求めることにより判断することができる。
 - (2) 学資支弁困窮の認定は、教育委員会が別に定める基準により行う。
(昭56教委規則3・昭59教委規則2・平2教委規則1・平20教委規則2・平21教委規則17・平26教委規則16・一部改正)

(決定通知)

第4条 教育委員会は、奨学生を決定したときは、その保護者に対し、大分市奨学生給付決定通知書(様式第4号)又は大分市奨学生貸与決定通知書(様式第5号)を送付する。

(昭51教委規則2・昭56教委規則3・平2教委規則1・平6教委規則1・平26教委規則16・一部改正)

(保証書及び誓約書の提出)

第5条 前条の規定により大分市奨学生貸与決定通知書の送付を受けた保護者は、その受理の日から1週間以内に保証書(様式第6号)及び誓約書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(昭51教委規則2・昭56教委規則3・平2教委規則1・平6教委規則1・平18教委規則1・平26教委規則16・一部改正)

(連帯保証人)

第6条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を付さなければならない。この場合において、連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有していること。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (2) 奨学資金の返還について責任を負うことができること。
 - (3) 成年であること。
 - (4) 成年被後見人及び被保佐人でないこと。
- 2 連帯保証人のうち1人は、独立の生計を営む者とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 3 奨学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあつては、連帯保証人のうち1人は、親権者又は後見人とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 4 連帯保証人は、申請書、保証書及び奨学資金借用証書(様式第8号)に連署するものとする。
 - 5 連帯保証人が第1項及び第2項の資格を失ったときは、速やかに連帯保証人変更届(様式第9号)を教育委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

(昭56教委規則3・平2教委規則1・平6教委規則1・平11教委規則9・平12教委規則9・平21教委規則17・平26教委規則16・一部改正)

(返還の免除等の手続き)

第7条 条例第12条の規定により奨学資金返還の猶予又は免除を受けようとするときは、本人又はその遺族は、奨学資金返還猶予・免除願(様式第10号)に連帯保証人と連署の上、次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 死亡によるときは戸籍抄本、心身に著しい障害を有することによるときはその事実及び程度を証する医師の診断書
- (2) 返還不能又は猶予の理由を証する書類

2 前項の規定による申請は、返還不能又は猶予の理由が発生したときから1年以内に行ななければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭56教委規則3・追加、昭57教委規則3・平2教委規則1・平6教委規則1・平14教委規則13・平26教委規則16・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平14教委規則13・一部改正)

(経過措置)

2 この規則施行の際、従前の規則の規定に基づきなされた申請、決定等は、この規則の規定によりなされた申請、決定とみなす。

(平14教委規則13・一部改正)

(緊急採用奨学資金の申請書等)

3 第1条、第2条及び第4条から第7条までの規定(貸与による奨学資金に係る部分に限る。)は、条例附則第3項の規定による緊急に学資を必要とする者に対する奨学資金(以下「緊急採用奨学資金」という。)の貸与及び緊急採用奨学資金の貸与を受ける者(以下「緊急採用奨学生」という。)の決定について準用する。この場合において、第1条第1項中「奨学資金の貸与」とあるのは「緊急採用奨学資金の貸与」と、「大分市奨学生願書(貸与用)(様式第2号)」とあるのは「大分市緊急採用奨学生願書(様式第11号)」と、同条第2項第1号中「大分市奨学生推薦調書(様式第3号)」とあるのは「在学証明書」と、同条第3項中「奨学資金の貸与」とあるのは「緊急採用奨学資金の貸与」と、「入学する年度の4月10日まで」とあるのは「在学中」と、第2条第2項中「奨学生」とあるのは「緊急採用奨学生」と、第4条中「奨学生」とあるのは「緊急採用奨学生」と、「大分市奨学生貸与決定通知書(様式第5号)」とあるのは「大分市緊急採用奨学生決定通知書(様式第12号)」と、第5条中「大分市奨学生貸与決定通知書」とあるのは「大分市緊急採用奨学生決定通知書」と、第6条第1項及び第3項中「奨学資金」とあるのは「緊急採用奨学資金」と、同条第4項中「奨学資金借用証明書(様式第8号)」とあるのは「緊急採用奨学資金借用証書(様式第13号)」と、第7条第1項中「奨学資金返還の」とあるのは「緊急採用奨学資金の返還の」と、「奨学資金返還猶予・免除願(様式第10号)」とあるのは「緊急採用奨学資金返還猶予・免除願(様式第14号)」と読み替えるものとする。

(平14教委規則13・追加、平18教委規則1・平26教委規則16・一部改正)

(緊急採用奨学生の資格認定)

4 緊急採用奨学生の資格の認定については、次の基準によるものとする。

- (1) 修学意欲の認定は、緊急奨学資金を希望する生徒又は学生の作文等により行う。

(2) 当該者の属する世帯の経済状況が急変したことにより、修学が困難となり、緊急に学資を必要とする状況の認定は、教育委員会が別に定める基準により行う。

(平14教委規則13・追加、平21教委規則17・一部改正)

附則(昭和51年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和56年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和57年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和59年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成2年教委規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附則(平成6年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成7年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成9年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成11年教委規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成11年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成12年教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の大分市奨学資金に関する条例施行規則様式第1号、様式第5号及び様式第8号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則(平成13年教委規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成13年教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成14年教委規則第13号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附則(平成18年教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成20年教委規則第2号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附則(平成21年教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成21年教委規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市奨学資金に関する条例施行規則の規定は、平成22年度以後に決定した奨学生について適用し、平成21年度以前に決定した奨学生については、なお従前の例による。

附 則（平成26年教委規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の大分市奨学資金に関する条例施行規則の規定は、平成26年度以後に決定する奨学生について適用し、平成25年度以前に決定した奨学生については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の大分市奨学資金に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、決定等は、この規則による改正後の大分市奨学資金に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、決定等とみなす。

附 則（平成28年教委規則第2号）

この規則は、平成28年2月24日から施行する。